

平成30年10月11日

平成30年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

- I コンクリートブロック塀状況調査結果と建築基準法に基づく点検結果との
齟齬について（その2）----- 1

I コンクリートブロック塀状況調査結果と建築基準法に基づく点検結果との齟齬について（その2）

10月1日、本委員会で報告した「コンクリートブロック塀状況調査結果と建築基準法第12条に基づく点検結果との齟齬」について、委員会からのご指摘を踏まえ、建築基準法第12条に基づく点検にかかる委託内容及び12条点検と県教育委員会の緊急点検結果との齟齬等について、その詳細を報告する。

1 建築基準法第12条に基づく点検

- ① 建築基準法及び国土交通省告示(平成20年3月)では、コンクリートブロック塀の調査項目として、「耐震対策の状況」(高さ、厚さ、控壁等の状況)と「劣化及び損傷の状況」が定められている。
- ② しかし、同法では、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物は適法であることが前提とされているため、県の建築物については、「劣化及び損傷の状況」の項目のみ点検が義務付けられている。
- ③ また、「劣化及び損傷の状況」の安全性の判定基準は、同告示に基づき「著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること」とされている。

2 点検の内容

(1) 委託契約の内容

(委託契約の状況)

年 度	契約締結年月日	備 考
平成27年度	平成27年10月13、30日	5地区、5契約
平成28年度	平成28年5月31日、6月1、2日	〃
平成29年度	平成29年7月18日、9月4日	〃

- ① 建築基準法等に基づき、「劣化及び損傷の状況」を点検対象としている。
- ② 「劣化及び損傷の状況」については、国土交通省告示に基づき「著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じている」ものを報告することとしている。
- ③ 報告のための点検様式は、国が定めた「耐震対策の状況」と「劣化及び損傷の状況」の両項目の記載欄がある様式を準用している。

(2) 委託契約の内容ではない点検の実施

委託契約では、「耐震対策の状況」（高さ、厚さ、控壁等の状況）は点検対象外であるが、委託業者は、「劣化及び損傷の状況」と密接に関わると判断した際に、「耐震対策の状況」についても、安全性を確認するため、「高さ」等を目視により、任意に点検していた。

3 鮫島の内容

(1) 劣化及び損傷の状況

- ・ 県教育委員会の調査において、劣化及び損傷があるとしたものについて、委託業者は「指摘なし」として報告していた。
- ・ 10校 21箇所

(2) 耐震対策の状況

- ・ 高さや厚さ等が現行法令に適合していないにも関わらず、委託業者は任意の調査ではあったが「指摘なし」として報告していた。
- ・ 12校 33箇所

4 鮫島の原因

(1) 劣化及び損傷の状況

- ① 「劣化及び損傷の状況」の基準（『著しい』の程度）が国土交通省の告示において定められていなかった。
- ② また、県教育委員会においても委託契約上、明示していなかった。
- ③ そのため、県教育委員会技術職員と委託業者の間で『著しい』の判断の相違から調査結果に違いが生じた。

(2) 耐震対策の状況

- ① 委託契約の対象ではない「耐震対策の状況」について、報告のための点検様式に当該項目が入っていた。
- ② 委託業者は「劣化及び損傷の状況」の点検時に、委託内容ではないが、安全性を確認する上で密接に関係があると判断した場合に、高さ等について目視により確認した。
- ③ その際、県の建築物は適法であるという意識が委託業者にあり、十分な点検を行わずに「耐震対策の状況」欄に「指摘なし」と記載していた。

④ そのため、県教育委員会と委託業者の間で、調査結果に違いが生じた。

5 難癖に関する問題点

委託契約において、定めのない事項や契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して決定することになっている。

しかし、本契約において、定めのない事項又は疑義が生じたときに双方で確認を怠ったことから、次のとおり発注者(県教育委員会)と受注者(委託業者)の双方に問題があった。

(1) 発注者側(県教育委員会)の問題点

ア 劣化及び損傷の状況

- ・ 「劣化及び損傷の状況」の基準(『著しい』の程度)を明確に示していなかった。

イ 耐震対策の状況

- ・ 報告のために点検対象外の項目を含んだ点検様式を使用していた。かつ、その記載方法(該当しない点検項目がある場合は取消線で抹消する)を委託業者にきちんと説明をしていなかった。

(2) 受注者側(委託業者)の問題点

ア 劣化及び損傷の状況

- ・ 「劣化及び損傷の状況」の基準(『著しい』の程度)を確認していなかった。

イ 耐震対策の状況

- ・ 委託契約の点検対象外の項目ではあるが、点検結果として誤りのある報告を行っていた。

6 難癖に関する法的責任

(1) 発注者側(県教育委員会)の法的責任

ア 劣化及び損傷の状況

- ・ 『著しい』の程度を明示していなかったことについて問題はあるが、具体的な損害が生じてなく損害賠償責任は問われない。

イ 耐震対策の状況

- ・ 点検対象外の項目を含んだ点検様式を使用したこと及び詳細な説明をしなかつたことについて問題はあるが、具体的な損害が生じてなく損害賠償責任は問われない。

(2) 受注者側(委託業者)の法的責任

ア 劣化及び損傷の状況

- ① 委託業者は、倒壊レベルに達していないものは、『著しい』とは判断しなかつたものであり、一般的な判断として不適正とまでは言えない。
- ② ひび割れ等が目視で確認できたものは、直ちに倒壊のレベルに達していなくても、県教育委員会は『著しい』の範囲としていたが、この基準を委託契約上、明記していなかつたもので、委託業者の債務不履行責任(民法第415条)は問えない。

イ 耐震対策の状況

- ① 「耐震対策の状況」について、誤りのある報告を行ったことは、問題であるが「耐震対策の状況」そのものが委託契約の点検対象外で、委託業者は点検する義務を負っていないことから、債務不履行責任(民法第415条)を問えない。
- ② 誤りのある報告に起因して人的被害等の損害が発生していないことから、不法行為責任(民法第709条)を問うことはできない。
- ③ また、神奈川県指名停止等措置要領に規定される独占禁止法違反や工事中の死亡事故など、「指名停止」の事由に該当しない。

7 今後の対応

- ・ 法的責任を委託業者に問うことはできないが、委託業者は、「耐震対策の状況」に関して、誤った報告をしたことについて、責任があると認識しており、今後、県教育委員会と委託業者で、調整の上、それぞれの責任に基づく対応について明らかにしていく。
- ・ 合わせて、12条点検を適正に実施し、学校施設の適正な維持管理と安全性を確保するため、次の再発防止策を講じていく。

ア 契約内容の明確化

- ・ 「劣化及び損傷の状況」について、『著しい』の基準を関係部局と調整の上、明確にする。
- ・ 点検様式の見直しを行う。

イ 契約内容の見直し

- ・ 「耐震対策の状況」を点検項目として位置付けることを検討する。

ウ 委託業者への指導

- ・ 委託業者に対し、点検開始時に現場等において、適正に点検を行うよう指導を徹底する。
- ・ 報告書の提出時には、書類の確認に併せ、抽出し現場確認を行う。

(参考) 建築基準法第12条に基づく点検の概要

1 建築基準法第12条による定期点検等の概要

- 建築基準法第12条では、不特定多数が利用する用途の建築物や一定規模を有する建築物等の所有者等に定期的に一級建築士等による建築物の調査や点検等が義務付けられている。
- 民間等の建築物については、調査とその結果を特定行政庁に報告することが義務付けられている。(第12条第1項)
- また、国や都道府県、建築主事を置く市町村の建築物については、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検が義務付けられている。(特定行政庁への報告は求められていない。)(第12条第2項)
- 調査項目やその調査方法、判定基準は、国土交通省の告示(第282号)で定められており、調査も点検も同様の基準で実施されている。

2 国土交通省告示第282号の概要（コンクリートブロック塀）

- 定期調査等は、下表(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとなっている。
ただし、国、都道府県、建築主事を置く市町村が行う点検においては、調査項目のうち損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限ることとしている。
- 県教育委員会の委託契約の内容は、下表(い)欄の劣化及び損傷の状況のみである。

(い)調査項目	(ろ)調査方法	(は)判定基準	
耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第62条の8の規定に適合しないこと。(高さ、幅、控壁、鉄筋の配置等の数値基準が定められている)	点検義務なし
劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	点検義務あり 著しいなどの基準が明確でない。

3 報告誤りについて

- 点検義務はないが、安全性を確認するため、指摘なしとして報告していた。
(点検様式1-2 点検記録表 コンクリートブロック塀の例)

点検項目	点検結果		備考
	指摘なし	要是正	
耐震対策の状況	○	既存不適格	県の建築物は、適法であるという意識があり、十分な点検は行わず、指摘なし欄に○を付けて報告していた。
劣化及び損傷の状況	○		